

京情審答申第138号
令和元年9月4日

京都府知事
西脇隆俊様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について
(答申)

平成30年11月13日付け30建築第907号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開とした部分のうち別表に記載の「公開とすることが妥当である部分」欄に掲げる情報を公開すべきである。その余の判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 平成30年7月6日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「建設リサイクル法の届出書（届出書、別表、案内図、配置図、写真、工程表、委任状）平成29年9月8日受付（京田辺市a）」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成30年7月12日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として、平成29年9月8日付け建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書（京田辺市aに係る分）（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、条例第10条第1項の規定により、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成30年8月3日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 平成30年11月13日、実施機関は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

本件公文書は、京田辺市aにおいて家屋の解体工事が行われた際に京都府山城北土木事務所に提出されたものであるが、当該解体工事が杜撰であったため、審査請求人は心身共に大いに被害を受けた。

本件処分により、当該解体工事における責任の所在が不明瞭となり、審査

請求人は著しく不当に不利益を被ることとなった。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分を行った理由について

本件公文書のうち、届出書には発注者の個人印の印影並びに個人の氏名、住所及び電話番号が、委任状には個人印の印影並びに個人の氏名及び住所が記録されており、これらの情報は、一般社会通念に照らし、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報として非公開情報に該当することは明らかである。

2 条例第6条第1号該当性について

(1) 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第10条第1項の規定により、対象となる建設工事の発注者は、工事に着手する日の7日前までに、必要事項を都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

建設リサイクル法は、循環型社会を形成する基本原則を規定した循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の下位法として、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。いわゆる家電リサイクル法）などと並んで制定された建設分野の個別法であるところ、建設リサイクル法第33条の規定により、解体工事業者が解体工事の現場ごとに掲げなければならない標識には、解体工事業者の商号、名称又は氏名等を記載しなければならないが、発注者名を記載した標識を掲示すること、及び発注者の氏名・住所といった情報を公表することまでは定められていない。

また、解体工事を実施する場合、現場に一定の騒音・粉塵・振動等が発生するが、周辺的生活環境に著しい支障を及ぼさないよう、関係法令の基準の範囲内で適切に工事を施工する責務は、受注者である工事業者が負うものである。民法（明治29年法律89号）第716条本文において、注文者（発注者）は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わないと規定されているが、発注者が特定される公文書がそのまま公開されると、周囲からの苦情等が民法上の責任を負わない発注者に向けられる可能性が高まることは容易に想像できる。

こうしたことから、解体工事の発注者が個人である場合、その個人情報、通常他人に知られたくないと望むことが一般的であり、建設リサイクル法による届出義務が課せられているという発注者の責務をもってして

も、届出者である発注者が予定していない自己の氏名や住所の公開という不利益を課すことは妥当ではない。

(2) 他の制度との関係について

前述のとおり、建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出を行う者は、対象建設工事の発注者であり、公示されている登記事項証明書等における建物の所有者等に限定されていない。

そもそも不動産登記は義務ではなく、所有者は、登記情報が誰にでも閲覧等できるものであることを承知の上で、登録免許税を負担して任意に行うものである。つまり、当該建物の所有権を得た者は、その所有権を第三者に対抗する目的で、自ら当該建物の所有者が自分であることを不動産登記において公示し、自己の権利の保全を図っているものである。

しかし、これから解体する建物であればその必要はなく、わざわざ所有権登記を移転する意味がない。例えば、古家付き土地を売買契約で取得し建物を解体する場合や、相続等で建物の所有権を取得し、納税や遺産分割の都合から解体する場合などでは、当該建物の登記上の所有者は変更されないことの方が一般的である。

このように、不動産登記制度の趣旨・目的が、建設リサイクル法による解体工事の届出制度のそれとは異なるものである以上、仮に不動産登記簿上の当該建物所有者と解体工事の発注者とが一致した場合であっても、それは事実上の関連性があるだけで、解体工事の発注者が自分であるという事実まで、公表された情報であるとみなすことは適切でない。届出を行った発注者の了解を得ることなく行政がその保有する個人情報を開示することは、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）の趣旨に照らしても疑問が残る。

したがって、不動産登記において建物の所有者としての氏名や住所を公示していたという事実をもって、当事者以外は誰も知らない「当該解体工事の発注者が自分であるという事実」について、他人に知られたくないと望むことの正当性を否定する理由にはならないと考える。

また、建築基準法（昭和25年法律第201号）では、建築物を建てる際、建築確認申請の義務を課し、その発注者（建築主）の氏名は、建築現場の看板に工事業者の情報と併せて掲示され、建築計画概要書では、建築主の住所も含め、一般の閲覧に供されることとされている。この規定の趣旨・目的は、周辺住民の協力のもと、違反建築の防止や無確認建築物の発生抑制等のためのものと解され、建設リサイクル法に基づき発注者に課せられた届出の趣旨・目的（分別解体や資材の適切な再資源化の推進）とは異なるものである。

建築物の解体工事の後に同地で新築工事が行われ、その建築主として一般の閲覧に供された者が、先の解体工事でも発注者であったということは

起こり得るが、法律上必然的に関連性があるものではない。個人が別の法律に基づく異なる行為を行い、その情報が結果的に公示等により公表されたことを理由として、行政機関が保有する他の届出書上の個人情報の公開・非公開の是非を判断することとすると、届出書を受理した行政機関の部署では通常知り得ない、当該個人が行った全ての行為の有無や、それによる当該個人情報の公表状況等をどこまで勘案する必要があるのかといった新たな問題も発生する。

原則として公開請求があった日から起算して15日以内で公開決定等を行うという迅速な判断が求められている情報公開制度の趣旨に照らしても、非公開情報であるか否かの判断要素を、対象公文書の保有目的以外にむやみに拡大することは妥当ではないと考えられ、ある公文書に記録された個人情報为非公開情報に該当するか否かは、当該公文書に記録された背景(行政が当該個人情報を収集した目的及び根拠法令の趣旨・目的)に照らして判断すべきものとする。

3 条例第6条第5号該当性について

(1) 情報公開請求への対応について他の都道府県と異なる判断を行うことによる事務支障について

建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出は、行政機関が解体工事の概要を事前把握し、アスベストやフロンといった有害な付着物の処理についても、適切に解体業者を指導する上で重要な情報源である。有害物質に関する情報は、社会的関心は高いものの、正しい知識が普及しておらず、また、所管法令も複雑多岐に渡ることから、安易に公開すると風評被害や個人への嫌がらせなど様々な混乱が生じる。

当該届出に記載された有害物質については、厚生労働省、環境省及び国土交通省が連名で、関係機関(都道府県間)での情報共有と各所管法令に基づく適切な指導を行うよう指示しており、都道府県間においても緊密な連携が求められる。こうした状況において、京都府が、発注者の個人情報を非公開と判断している他の都道府県と異なる判断をした場合、他の都道府県との連携に支障が生じる。当該届出は法的義務であるが、届出書に記載された個人情報を公開することとした場合、付着物の記載漏れを誘発することや届出自体が敬遠されることが想定されるため、届出行為を妨げるおそれがある要因は排除したいと考える。

また、建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出の運用として、対象工事が京都府と京都府以外の府県とをまたいで行われる場合、届出は双方に対して行われるが、他府県が非公開とする個人情報を京都府が公開することで、他府県の情報公開制度に支障を与えることとなる。

(2) 届出受理窓口における事務支障について

情報公開制度において、本来非公開とすべき個人情報を不当に公開した

場合、是正することが困難なことから、実施機関としては慎重な判断を行わざるを得ず、建設リサイクル法第10条第1項の規定により提出された届出書に記録された個人情報を、条例の非公開事由に該当しないと判断して公開した事例はない。

建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出書に対する情報公開請求があっても届出者の個人情報は公開しないという前提で年間2,000件程度の届出書を受理してきた各土木事務所にとって、情報公開制度により届出者の個人情報の公開を求める者と個人情報が公開されることに疑問を持つ届出者双方への説明・対応など多大な業務が発生し、届出工事の適切な実施に関する指導・監督業務を遂行する上でも影響が生じる。

以上のとおり、解体工事の発注者が個人である場合、その個人情報が条例第6条第1号に該当しないとしても、これを公開することにより当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第5号に該当し、処分庁が非公開とした判断は誤りとまではいえない。

第6 審査会の判断理由

1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、実施機関が条例第6条第1号を根拠に行った本件処分は妥当でない旨を主張していることから、これらについて検討し、判断することとする。

(1) 建設リサイクル法の趣旨・目的及び発注者の責務並びに他法令における類似の規定について

建設リサイクル法第1条の規定によると、その目的は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することとされている。

また、建設リサイクル法第6条の規定により、発注者の責務として、発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならないとされており、受注者である工事業業者だけでなく、発注者にも努力義務が課せられている。

これらを踏まえ、例えば、建設リサイクル法第10条第1項の規定により、対象となる建設工事の発注者は、工事に着手する日の7日前までに、必要事項を都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

さらに、同条第3項の規定により、都道府県知事がその届出に係る分別解体等の計画が基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、届出を行った発注者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができることとされている。また、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、対象となる建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、その旨を当該工事の発注者に書面で報告しなければならない、当該報告を受けた発注者は、同条第2項の規定により、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができることとされているなど、発注者には、届出義務だけでなく、建設リサイクル法の趣旨・目的を実現するために一定の責務が課せられている。

なお、建設リサイクル法と同様に、例えば、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）においては、同法第18条の15から同法第18条の17までの規定により、発注者には特定粉じん排出等作業の実施の届出義務だけでなく、計画変更命令の名宛て人となることや解体等工事に係る調査への協力義務等が課せられている。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）においては、同法第19条の6第1項の規定により、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができることとされている。

以上のとおり、建設リサイクル法を含め、環境分野においては、発注者などの原因者が一定の責任を負うべきとされる立法例が多数存在している。

(2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

イ 発注者の氏名及び住所について

一般に、氏名及び住所は、個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

しかし、前述の建設リサイクル法の趣旨・目的及び発注者の責務等に鑑みれば、発注者の氏名及び住所は、発注者を特定する上で必要最小限の情報であり、かつ、発注者の氏名及び住所を記載した届出書の提出が建設リサイクル法第10条第1項の規定により義務付けられていることか

ら、これらの情報を公開することにより発注者が不当に損害を被る蓋然性が高いなど特段の事情がない限り、通常他人に知られたくないと望むことが正当であるとは認められない。

本件公文書においては、特段の事情があるとは認められないことから、条例第6条第1号に該当するとはいえないため、公開することが妥当である。

ウ 発注者の電話番号について

発注者の電話番号は、個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、発注者を特定する上で必要最小限の情報とはいえ、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであることから、条例第6条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第6条第5号該当性について

ア 条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

イ 実施機関の主張について

実施機関は、情報公開請求への対応について他の都道府県と異なる判断を行うことによる事務支障及び届出受理窓口における事務支障が生じるおそれがあると主張する。

しかし、建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出は、任意に提出されるものではなく、法に基づく義務であることから、これらの情報を公開したからといって届出自体が行われなくなるというような事態が生じるとは考えられない。

したがって、実施機関の主張には理由がない。

(4) 条例第6条第6号該当性について

ア 条例第6条第6号は、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等に対する不法な侵害又は特定の構造物若しくはシステムへの不法な侵入及び破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

イ 発注者の個人印の印影について

発注者の個人印の印影は、それを公開すると、それを複写することで他人に悪用され、個人の財産が不法に侵害されるおそれがあると認めら

れるため、条例第6条第6号に該当する。

2 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年11月13日	諮問書の受理
平成30年12月25日	第1回審査会
平成31年 2月20日	第2回審査会
平成31年 3月28日	第3回審査会
令和 元年 6月18日	第4回審査会
令和 元年 7月24日	第5回審査会
令和 元年 9月 4日	答 申

別表

公文書の件名	公開とすることが妥当である部分
平成29年9月8日付け建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出書（京田辺市 a に係る分）	個人の氏名及び住所